

平成17年3月30日  
総務省

## 「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」(平成14年4月閣議決定)に基づく、所管官庁が行った平成15年度の指導監督の状況等の取りまとめ結果

民間法人化された特殊法人・認可法人につきましては、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)におきまして、役員人事、ディスクロージャー等に関する政府としての統一的な指導監督基準を策定することとされ、政府は、平成14年4月、「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」を閣議決定しました。

同閣議決定において、所管官庁は、その所管する法人について、その設立根拠法等に基づく指導監督を行う場合には、当該閣議決定等に基づき適時・適切な指導監督を徹底することを基本とし、毎年度その指導監督の状況及び結果を公表するとともに、総務省は、公表されたものを取りまとめて整理することとされました。

今般、総務省行政管理局において、同閣議決定に基づき、各所管官庁の平成15年度における法人への指導監督の状況等について各所管官庁が公表した内容について取りまとめましたので、別添のとおり公表するものです。

なお、民間法人化された特殊法人・認可法人については、「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において、「指導監督基準において、初回の見直しを平成17年度末までに行うこととされており、この見直しの際に、当該法律の改廃を含め、厳格な見直しを行う。特に、検査・検定関係法人については、民業圧迫の観点や検査・検定料の適正性の観点から一層厳しく見直す。」とされており、内閣官房を中心に、今後作業を進めていく予定です。

### <本件連絡先>

総務省行政管理局独立行政法人担当  
箕浦、坂井

TEL : 03-5253-5111

(内線 2218、2219)

03-5253-5312(直通)

FAX : 03-5253-5309

別添

- 「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」(平成14年4月閣議決定に基づく、所管官庁が行った平成15年度の指導監督の状況等の取りまとめ結果(PDF))
- 「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」に基づく所管官庁の平成15年度の指導監督状況
- 特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準(PDF)
- 特別の法律により設立される民間法人一覧(平成16年4月1日現在:36法人)(PDF)



「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」(平成14年4月閣議決定)に基づく、所管官庁が行った平成15年度の指導監督の状況等の取りまとめ結果

総務省行政管理局  
平成17年3月

## 1 取りまとめの趣旨

民間法人化された特殊法人・認可法人については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)において、役員人事、ディスクロージャー等に関する政府としての統一的な指導監督基準を策定することとされたのを受け、政府は、平成14年4月、「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」(以下「指導監督基準」という。)を閣議決定した。

同閣議決定において、所管官庁は、その所管する法人について、その設立根拠法等に基づく指導監督を行う場合には、当該閣議決定等に基づき適時・適切な指導監督を徹底することを基本とし、毎年度その指導監督の状況及び結果を公表することとされた。その際、総務省は、公表されたものを取りまとめて整理することとされた。

この資料は、総務省行政管理局において、各所管官庁の平成15年度における法人への指導監督の状況等について各所管官庁が公表した内容について取りまとめたものである。

なお、民間法人化された特殊法人・認可法人については、「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)において、「指導監督基準において、初回の見直しを平成17年度末までに行うこととされており、この見直しの際に、当該法律の改廃を含め、厳格な見直しを行う。特に、検査・検定関係法人については、民業圧迫の観点や検査・検定料の適正性の観点から一層厳しく見直す。」とされており、内閣官房を中心に、今後作業を進めていく予定である。

## 2 取りまとめの概要

### (1) 全体の概要

平成15年度において閣議決定に基づく指導監督の対象となるのは8省庁所管の35法人(平成16年3月末現在で設立されている法人)であるが、このうち、農林中央金庫については、所管の農林水産省が非公表としており、総務省行政管理局では、残る34法人に関する指導監督状況等の公表内容を取りまとめた。

農林中央金庫の指導監督状況を非公表としている理由については、農林水産省は次のように説明している。

(理由) 農林中央金庫法による指導監督実績はあるが、農林水産大臣が、他の民間金融機関との競争を考慮し、非公表としている。なお、指導監督基準に基づく指導実績はないため、公表していない。

所管省名	所管民間法人数	対象法人数
総務省	4	4
金融庁	1	0
警察庁	1	1
財務省	1	1
法務省	2	2
厚生労働省	11	11

農林水産省	5	5
経済産業省	8	8
国土交通省	3	3
合計	36	35

(注)金融庁の公認会計士協会は、平成 16 年 4 月 1 日に民間法人化されたため、今回の取りまとめでは対象外。

## ( 2 ) 指導監督の実施状況

今回、総務省（行政管理局）において、所管官庁の指導監督の実施状況及びその結果について、所管官庁の公表内容等をもとに整理した結果は次のとおりである。

### 指導監督・公表の実績

上記 34 法人すべてに対して、平成 15 年度において各所管官庁による指導監督が実施され、各所管官庁が結果を公表している。

### 指導監督の実施状況

指導監督基準に該当する事項（以下「基準該当事項」という。）のうち指導監督基準に適合していない事項（以下「非適合事項」という。）について、所管官庁による各法人に対する指導監督状況（非該当事項に占める指導事項の割合）を見ると

- ・ 75%以上の法人数 25 法人
- ・ 50%以上 75%未満の法人数 3 法人
- ・ 25%以上 50%未満の法人数 1 法人
- ・ 25%未満の法人数 5 法人( )

となっている。

日本勤労者住宅協会（0%）、日本商工会議所（0%）、日本弁理士会（0%）、日本土地家屋調査士会連合会（5.3%）、全国商工会連合会（11.1%）

### 指導監督基準への適合状況

公表時点における各法人の指導監督基準への適合状況（基準該当事項に占める指導監督基準に適合している事項の割合）について見ると、

- ・ 75%以上の法人数 29 法人
- ・ 50%以上 75%未満の法人数 5 法人

となっている。

このうち、平成 15 年度に実施された指導監督の結果新たに指導監督基準に適合することとなった事項を見ると、のべ 32 法人、のべ 102 事項について、新たに基準に適合したとしている。

## ( 3 ) 各基準別の指導監督等の状況

基準該当事項のうち、非適合事項について、平成 15 年度において所管官庁が実施した指導監督の状況は次のとおりである（詳細は別紙参照）。

### 事業に関する基準関係

平成 15 年度における指導監督の実施状況は、事務・事業の対価の額及び算定根拠のインターネット公表（10 法人）、対価を徴する事務・事業への区分経理等の実施（6 法人）、経常的事務事業は補助金等に依存しないこと（4 法人）などとなっている。このうち、指導監督の結果、平成 15 年度において新たに基準に適合することとなった法人数及び事項数は 4 法人、のべ 5 事項となっている。

基準該当事項について、公表時点における指導監督基準への適合状況は、事務・事業の公正性担保措置（34 法人、100%）、役職員の公正性担保措置（役職員の規律等）（34 法人、100%）、経常的事務事業は補助金等に依存しないこと（30 法人、88.2%）などとなっている。

なお、公表時点における指導監督基準への非適合状況は、対価の額、算定根拠のインターネット公表（7 法人、41.2%）、区分経理等の実施（5 法人、33.3%）、補助金に依存しない（4 法人、11.8%）などとなっている。

### 機関に関する基準関係

平成 15 年度における指導監督の実施状況は、監査役員の在任年齢規程の整備（20 法人）、役員の在任年齢規程の整備（18 法人）、役員報酬規程等の公表（17 法人）などとなっている。このうち、指導監督の結果、平成 15 年度において新たに基準に適合することとなった法人数及び事項数は 11 法人、のべ 31 事項となっている。

基準該当事項について、公表時点における指導監督基準への適合状況は、役員の公正かつ自主的選任（34 法人、100%）、監査役員の理事非兼務（34 法人、100%）、役員選任規程の整備（33 法人、97.1%）、役員会の成立要件、議決要件の整備（33 法人、97.1%）などとなっている。

なお、公表時点における指導監督基準への非適合状況は、監査役員の在任年齢規程の整備（22 法人、75.9%）、評議員の在任年齢規程の整備（役職員の規律等）（20 法人、83.3%）、役員の在任年齢規程の整備（19 法人、63.3%）などとなっている。

### 財務及び会計に関する基準関係

平成 15 年度における指導監督の実施状況は、収支決算額 50 億円以上の場合の公認会計士監査の実施（7 法人）、企業会計原則の適用（2 法人）などとなっている。このうち、指導監督の結果、平成 15 年度において新たに基準に適合することとなった法人数及び事項数は 3 法人、のべ 3 事項となっている。

基準該当事項について、公表時点における指導監督基準への適合状況は、引当金、特別法上の引当金の適正規模の確保（33 法人、100%）、引当金等の公表（31 法人、93.9%）、余裕金の適切な運用（30 法人、100%）などとなっている。

なお、公表時点における指導監督基準への非適合状況は、収支決算額が 50 億円以上の場合の公認会計士監査の実施（7 法人、36.8%）、引当金等の公表（2 法人、6.1%）、企業会計原則の適用（1 法人、5.3%）などとなっている。

### 株式の保有等に関する基準関係

平成 15 年度における指導監督の実施状況は、公益法人、株式会社等への基金拠出の適正な実施（2 法人）、公益法人、株式会社等への基金拠出等の場合の事業報告書への記載（2 法人）などとなっている。平成 15 年度においては、新たに基準に適合することとなった法人数及び事項数はない。

基準該当事項について、公表時点における指導監督基準への適合状況は、公益法人、株式会社等への基金拠出等の場合の事業報告書への記載（5 法人、71.4%）、公益法人、株式会社等への出資の適正な実施（4 法人、66.7%）、公益法人、株式会社等への基金拠出の適正な実施（3 法人、60.0%）などとなっている。

なお、公表時点における指導監督基準への非適合状況は、公益法人、株式会社等への基金拠出の適正な実施（2 法人、40.0%）、公益法人、株式会社等への出資の適正な実施（2 法人、33.3%）、公益法人、株式会社等への基金拠出等の場合の事業報告書への記載（2 法人、28.6%）などとなっている。

### 情報公開に関する基準関係

平成 15 年度における指導監督の実施状況は、法人の業務、財務等情報のインターネット公表（13 法人）、所管官庁の法人情報のインターネット公表（10 法人）、所管官庁の法人財務情報のインターネット公表（10 法人）、所管官庁の法人退職公務員情報インターネット公表（9 法人）などとなっている。このうち、指導監督の結果、平成 15 年度において新たに基準に適合することとなった法人数及び事項数は 14 法人、のべ 59 事項となっている。

基準該当事項について、公表時点における指導監督基準への適合状況は、所管官庁の法人情報備え付け（34 法人、100%）、所管官庁の法人情報の一般への供覧（34 法人、100%）、所管官庁の法人退職公務員情報インターネット公表（34 法人、100%）などとなっている。

なお、公表時点における指導監督基準への非適合状況は、法人情報のインターネット公表（業務及び財務）（10 法人、29.4%）、法人情報のインターネット公表（事務事業の内容及び根拠法令）（4 法人、20.0%）、法人情報のインターネット公表（補助金等の名称等）（4 法人、11.8%）などとなっている。

### 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等

平成 15 年度における所管府省の指導監督の実施状況は、指導監督基準に基づく指導の実施（34 法人）、指導監督基準に基づく指導の実施（34 法人）、事務・事業の必要性についての見直し（22 法人）などとなっている。

## 特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準

平成14年4月26日  
閣議決定

特別の法律により設立される民間法人について、所管大臣がその設立根拠法等に基づいて指導監督を行う場合には、別に法令で定める場合を除き、下記の基準に沿って行うことを基本とする。

### 記

#### 1. 本基準の対象

本基準は、民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人(地方公共団体が設立主体となる法人を除く。以下単に「法人」という。)を対象とする。

#### 2. 事業

法人の事業は、法人の民間法人としての性格を損わない範囲内で、その事務・事業を自立的かつ適正に行わせるとの観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

(1) 法人の事業の経常的運営に要する経費は、事業による自己収入で賄われ、国又はこれに準ずるものからの補助金等(補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費をいう。以下同じ。)に依存していないこと。

また、真にやむを得ない理由から当該補助金等を受けている場合においても、経常収益に占める補助金等の割合の低減化を図るとの観点から、補助事業の段階的廃止、法人に本来予定されている事務・事業の遂行に支障のない範囲内で行う自主事業による自己収入の拡大等所要の措置に努めていること。

(2) 法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合には、当該事務・事業が当該法人の従たる事務・事業にとどまっていること。また、当該事務・事業の独占によって法人の事務・事業全体が実態上独占とならないよう、所要の是正措置が講じられ

ていること。

ただし、社団的性格の法人が、当該法人の構成員の費用負担によって構成員を対象に行う共益的な事務・事業であって、当該事務・事業の運営について構成員による統制が確保されている場合には、この限りでない。

(3) 法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合には、法令又は定款等に基づき行為規制を課す等独占の弊害を克服するための十分な措置が講じられていること。

また、制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合には、必要に応じ行為規制を課す等法人の事務・事業が独占の弊害を生まないよう十分な措置が講じられていること。

(4) 法人に本来予定されている事務・事業において手数料等の対価を徴収する場合には、その対価の額が適正なものとなっており、かつ、その対価の額及び算定根拠がインターネットで公表されていること。また、当該事務・事業について区分経理又はこれに準じた管理が行われ、その収支状況がインターネットで公表されていること。

なお、法人が、法令の規定に基づいて検査、認定、資格付与等（以下「検査等」という。）の事務・事業を行っている場合には、その手数料等の対価の額は、各府省によって決定されていること。また、法人が当該事務・事業以外に対価を伴う自主事業を行っている場合にも、当該法人の健全な運営に必要な額以上の利益が生じていないこと。

(5) 法人が、法令の規定に基づいて検査等の事務・事業を行う場合には、所管官庁において、その検査等の基準が客観的に明確なものとされていること

(6) 法人に本来予定されている事務・事業の一部を外注する場合には、特定の事業者に限られるような仕組みとなっていないこと。

(7) 法人の事務・事業が公正に行われることを担保するため必要な措置が講じられていること。特に、法人の役職員については、その事務・事業の内容に応じ、国家公務員に準じた規律に服することとするなど、その事務・事業の公正性を担保する上で必要と認められる職務規程等が定められていること。

### 3. 機関

法人の機関は、設立目的の達成等のため、法人の健全かつ適正な管理運営を確保する



との観点から、少なくとも次の事項に適合していなければならない。

(1) 役員（監査役員を除く。以下本項目において同じ。）

役員の定数は、法人の事業規模、事業内容等法人の実態に照らして適正な数となっており、上限と下限を定める場合でもその幅が大きすぎないこと。

役員については、法人が行う事務・事業を適正かつ効率的に運営することができる者が、制度上及び実態上、公正かつ自主的に選任されていること。

役員の任期については、原則として2年を基準として設定されていること。また、役員の在任年齢について、独立行政法人、公益法人等における取扱いを踏まえ、適切な規程が整備されていること。

役員のうち、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）又は所管する官庁の出身者が占める割合は、それぞれ役員現在数の3分の1以下となっていること。

また、同一の業界の関係者が占める割合は、役員現在数の2分の1以下となっていること。特に、当該同一の業界の関係者が、法人の事務・事業に関わる業界の関係者である場合には、その数と所管する官庁の出身者の数との合計が、法人の役員現在数の2分の1を上回らないこと。

ただし、特定の業種の事業者又は事業者団体に係る共益的事業を主たる事業とする法人については、この限りでないものとし、この場合には、役員（監査役員を含む。）に、当該業種の関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を登用していること。

役員の報酬等（報酬及び退職金をいう。以下同じ。）は、当該法人の資産及び収支の状況並びに国家公務員の給与・退職手当や民間の役員の報酬等の水準と比べて不当に高額に過ぎることなく、社会一般の情勢に適合したものとなっていること。また、法人及び所管官庁において、その支給基準が一般の閲覧に供されるとともに、インターネットにより公表されていること。

役員会については、役員の大数の意思が適正に反映されるように、その成立要件、議決要件等が定められていること。

(2) 監査役員

監査役員は、会計監査を含む法人の事務・事業の全般的な監査を行うものであり、適正な監査機能を発揮する上で十分な体制とするとともに、可能な限り関係府省以外の者及び外部の者を登用していること。

監査役員は理事を兼ねていないこと。

監査役員に関し、前記(1) - 、及び を準用すること。

(3) 社団的性格の法人の総会等

組合等の社団的性格の法人の総会等については、その構成員の多数の意思が適正に反映されるように、その成立要件、議決要件等が定められていること。

社団的性格の法人の構成員が多数であったり全国に散在する等の場合であっても、構成員の意思が正当に反映されるような措置がとられていること。

#### (4) 評議員会等

法人の運営に関する重要事項の審議を行う評議員会等（評議員会、経営委員会等法人外部の者を含めた第三者的性格を有する機関をいう。以下同じ。）において、法人の業務実績の評価が行われていること。

評議員会等の構成員は、公正な手続により選任されていること。

評議員会等の構成員は、原則として役員を兼ねていないこと。やむを得ず評議員が役員を兼ねる場合においても、その割合は、評議員会等を実質的に支配するに至らない程度にとどまっていること。

評議員会等及びその構成員に関し、前記(1) - 、及び を準用するとともに、特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が占める割合は、評議員会を実質的に支配するに至らない程度にとどまっていること。

ただし、特定の業種の事業者又は事業者団体に係る共益的事業を主たる事業とする法人については、この限りでないものとし、この場合には、評議員会等の構成員に、当該業界関係者又は所管する官庁の出身者以外の者を登用していること。

## 4. 財務及び会計

法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するに必要な確固とした財政的基礎を有するとともに、その財政状態及び経営成績を明らかにするため、適切な会計処理が行われなければならない。したがって、その財務及び会計については、少なくとも以下の事項に適合していなければならない。

(1) 企業会計原則その他法人の特性に応じ一般的かつ標準的な会計基準に従い、適切な会計処理が行われていること。

(2) 法人の余裕金（財産）は、事務・事業の安定的な運営を確保するため、過度なリスクを負うことのないよう適切な運用が行われていること。

(3) 法人が長期借入（返済期限が1年以上の借入をいう。）を行う場合には、確実な返済計画を策定する等法人の活動に支障をもたらすことのないよう十分留意されているこ

と。

(4) 引当金・特別法上の引当金等は、事務・事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度となっており、その明細及び増減状況が毎年公表されていること。

(5) 収支決算額がおおむね50億円以上の法人については、所管官庁からの要請に基づき、公認会計士による監査を受けるよう努めていること。

## 5. 株式の保有等

法人の株式の保有等については、公共上の見地から特別の法律により設立されているという法人の性格にかんがみ、関連組織のいたずらな拡大を抑制するとの観点から、少なくとも以下の事項に適合していなければならない。

(1) 法人は、法定の資金供給業務として行う場合及び財産の管理運用である場合を除き、公益法人、株式会社等への基金拠出又は出資を、原則として行っていないこと。

(2) 法人が真にやむを得ず、あるいは法定の資金供給業務又は財産の管理運用として、公益法人、株式会社等への基金拠出又は出資(間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20パーセント以上のものに限る。)を行っている場合には、毎事業年度の事業報告書に当該公益法人、株式会社等の概要(名称、所在地、資本金、事業内容、役員の状況、従業員数、持株比率及び法人との関係)が具体的に記載されていること。

また、法人の委託先で、その収入に占める当該法人からの収入の割合が3分の2以上となっているものがある場合においても、これと同様とする。

## 6. 情報公開

法人の業務及び財務等に関する情報の開示は、法人の公共的性格にかんがみ、その透明性を確保するとの観点から、少なくとも以下の事項に適合していなければならない。

(1) 法人は、次の業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に5年間備えておき、一般の閲覧に供していること。また、インターネットによりこれらを公表していること。

定款

役員名簿(注)

組合員等名簿(組合等の場合)

事業報告書・附属説明書類

損益計算書又は収支計算書

貸借対照表

法律上作成が義務づけられている財産目録及び決算報告書

監事の意見書

事業計画書

収支予算書

(注) 常勤・非常勤の別及び退職公務員については、その最終官職名(官房付等で退職した者については、その前職名を含む。)を付記すること

- (2) 所管官庁においては、その所管する法人について、(1)に規定する資料を備えておき、これらについて閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させていること。また、所管官庁は、ホームページに、次に掲げる事項を記載した所管する法人の一覧表を掲載するとともに、所管法人がホームページを開設している場合には、一覧表からの簡便なアクセスを可能とする措置を講じていること。

名称

所管する部局(担当局担当課等)の名称

主たる事務所の所在地及び電話番号

設立年月日

代表者の職名及び氏名

主な目的及び事業

- (3) 所管官庁においては、その所管する法人について、次に掲げる事項を各府省のホームページに掲載していること。

最新の業務及び財務等に関する資料

制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人については、当該事務・事業の内容及び根拠法令名

補助金等の交付を受けている法人については、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容並びに補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合

- (4) 法人は、その役員に就いている退職公務員の状況を公表するとともに、その子会社又は一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況を把握し、公表するよう努めていること。

## 7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等

(1) 所管官庁は、その所管する法人について、その設立根拠法等に基づく指導監督を行う場合には、別に法令で定める場合を除き、本基準に基づき適時・適切な指導監督を徹底することを基本とし、毎年度その指導監督の状況及び結果を公表すること。また、総務省は、公表されたものをとりまとめて整理すること。

ただし、特定の業種の事業者又は事業者団体に係る共益的事業を主たる事業とする法人で、制度的に独占となる事務・事業を行っておらず、かつ、経常的運営に要する経費がすべて自己収入で賄われているものについては、本基準にかかわらず、その特性を踏まえた適切な指導監督を行うことができるものとする。

(2) 所管官庁は、その所管する法人の事務・事業について改善すべき点がないか毎年見直しを行い、その状況を公表すること。特に、法令の規定に基づく検査関連制度については、事業者による自己確認への移行の可能性について毎年見直しを行うこと。

また、所管官庁は、社会経済情勢の変化を踏まえ、当該法人の事務・事業の必要性、補助金等の政策的必要性、当該法人の設立の根拠となる特別の法律の必要性等について、法人の特性に応じ、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第3条に規定する政策評価の結果を活用しつつ、おおむね3～5年を目途に定期的に全般的な見直しを行い、その結果に基づき、当該特別の法律の改廃を含め所要の措置を講ずるとともに、その状況を公表すること。

## 8. 経過措置

(1) 特殊法人等改革基本法（平成13年法律第58号）別表に掲げる特殊法人等については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）に基づく民間法人化が行われるまでの間は、本基準は適用しない。

(2) 所管官庁は、本基準に適合しない法人に対しては、当該法人に対する本基準の適用後原則として3年以内に本基準に適合するように指導すること。

(3) 本基準7 - (2)に定める見直しについては、いずれも初回の見直しを平成17年度末までの集中改革期間（特殊法人等改革基本法第1条に規定するものをいう。）内に実施すること。

## 特別の法律により設立される民間法人一覧（平成16年4月1日現在：36法人）

特殊法人（10法人）	民間法人化年月日	（法務省 2）	民間法人化年月日
（総務省 2） 日本消防検定協会 消防団員等公務災害補償等共済基金	昭和62年1月1日 平成9年4月1日	日本司法書士会連合会 日本土地家屋調査士会連合会	平成14年12月19日 平成15年8月1日
（厚生労働省 1） 社会保険診療報酬支払基金	平成15年10月1日	（厚生労働省 10） 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 建設業労働災害防止協会 林業・木材製造業労働災害防止協会 港湾貨物運送事業労働災害防止協会 鉱業労働災害防止協会 中央職業能力開発協会 中央労働災害防止協会 厚生年金基金連合会 石炭鉱業年金基金 全国社会保険労務士会連合会	平成元年7月18日 平成元年7月18日 平成元年7月18日 平成元年7月18日 平成元年7月18日 平成10年7月1日 平成12年6月19日 平成14年4月1日 平成14年12月13日 平成15年3月31日
（農林水産省 1） 農林中央金庫	昭和61年9月8日	（農林水産省 4） 漁船保険中央会 全国農業会議所 全国農業協同組合中央会 全国漁業共済組合連合会	平成14年4月1日 平成14年4月1日 平成14年4月1日 平成14年4月1日
（経済産業省 5） 東京中小企業投資育成株式会社 名古屋中小企業投資育成株式会社 大阪中小企業投資育成株式会社 高压ガス保安協会 日本電気計器検定所	昭和61年7月1日 昭和61年7月1日 昭和61年7月1日 昭和61年10月1日 昭和61年10月1日	（経済産業省 3） 日本商工会議所 全国商工会連合会 日本弁理士会	平成14年4月1日 平成14年4月1日 平成14年8月29日
（国土交通省 1） 日本勤労者住宅協会	平成15年10月1日	（国土交通省 2） 軽自動車検査協会 日本小型船舶検査機構	昭和62年10月1日 昭和62年10月1日
<b>認可法人（26法人）</b>			
（警察庁 1） 自動車安全運転センター	平成15年10月1日		
（金融庁 1） 日本公認会計士協会	平成16年4月1日		
（総務省 2） 危険物保安技術協会 日本行政書士会連合会	昭和62年1月1日 平成15年3月4日		
（財務省 1） 日本税理士会連合会	平成14年10月29日		

（注1） は、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）関連事項。

（注2） 製品安全協会（経済産業省所管）は、民間法人化（昭和61年10月1日）後、更に財団法人に移行（平成12年12月1日）。

（注3） 郵便貯金振興会（総務省所管）は、民間法人化（昭和61年7月30日）後、更に財団法人に移行（平成15年4月1日）。

(別紙)

「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」に基づく所管官庁の平成15年度の指導監督状況  
所管官庁照会先

所管官庁名	整理合理化計画関係	法人名	民間法人化年月日	担当部局名	連絡先	所管官庁の公表ホームページアドレス
警察庁	◎	自動車安全運転センター	平成15年10月1日	交通局交通企画課	03-3581-0141	<a href="http://www.npa.go.jp/syokan/koutsukikaku/home1.htm">http://www.npa.go.jp/syokan/koutsukikaku/home1.htm</a>
総務省		日本消防検定協会	昭和62年1月1日	消防庁予防課	03-5253-7523	<a href="http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/minkan/pdf/minkan_02.pdf">http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/minkan/pdf/minkan_02.pdf</a>
		消防団員等公務災害補償等共済基金	平成9年4月1日	消防庁消防課	03-5253-7522	<a href="http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/minkan/pdf/minkan_01.pdf">http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/minkan/pdf/minkan_01.pdf</a>
		危険物保安技術協会	昭和62年1月1日	消防庁予防課 危険物保安室	03-5253-7524	<a href="http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/minkan/pdf/minkan_03.pdf">http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/minkan/pdf/minkan_03.pdf</a>
	◎	日本行政書士会連合会	平成15年3月4日	自治行政局行政課	03-5253-5510	<a href="http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/minkan/pdf/minkan_04.pdf">http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/minkan/pdf/minkan_04.pdf</a>
法務省	◎	日本司法書士会連合会	平成14年12月19日	民事局民事第二課	03-3580-4111 (内線2437)	<a href="http://www.moj.go.jp/KANBOU/MINKAN/s-kantoku.html">http://www.moj.go.jp/KANBOU/MINKAN/s-kantoku.html</a>
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	平成15年8月1日	民事局民事第二課	03-3580-4111 (内線2437)	<a href="http://www.moj.go.jp/KANBOU/MINKAN/c-kantoku.html">http://www.moj.go.jp/KANBOU/MINKAN/c-kantoku.html</a>
財務省	◎	日本税理士会連合会	平成14年10月29日	国税庁長官官房総務課	03-3581-4161 (内線3610)	<a href="http://www.nta.go.jp/category/zeirishi/rengou.htm">http://www.nta.go.jp/category/zeirishi/rengou.htm</a>
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	平成15年10月1日	保険局保険課	03-5253-1111 (内線3249)	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/hoken.html">http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/hoken.html</a>
		建設業労働災害防止協会	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html">http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html</a>
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html">http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html</a>
		林業・木材製造業労働災害防止協会	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html">http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html</a>

農林水産省	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html">http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html</a>
	鉱業労働災害防止協会	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html">http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html</a>
	中央職業能力開発協会	平成10年7月1日	職業能力開発局能力評価課	03-5253-1111 (内線5943)	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/syokunou/siryo1a.html">http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/syokunou/siryo1a.html</a>
	中央労働災害防止協会	平成12年6月19日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html">http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html</a>
	◎ 厚生年金基金連合会	平成14年4月1日	年金局企業年金国民年金基金課	03-5253-1111 (内線3326)	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/nenkin/siryo1a.html">http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/nenkin/siryo1a.html</a>
	◎ 石炭鉱業年金基金	平成14年12月13日	年金局企業年金国民年金基金課	03-5253-1111 (内線3326)	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/nenkin/siryo2a.html">http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/nenkin/siryo2a.html</a>
	◎ 全国社会保険労務士会連合会	平成15年3月31日	労働基準局労働保険徴収課	03-5253-1111 (内線5161)	<a href="http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html">http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html</a>
	農林中央金庫	昭和61年9月8日	経営局金融調整課	03-3502-8111 (内線4397)	
	◎ 漁船保険中央会	平成14年4月1日	水産庁漁業保険課	03-3502-8111 (内線7144)	<a href="http://www.maff.go.jp/tokuhou/list.htm">http://www.maff.go.jp/tokuhou/list.htm</a>
	◎ 全国農業会議所	平成14年4月1日	経営局構造改善課	03-3591-1389 (直通)	<a href="http://www.maff.go.jp/tokuhou/list.htm">http://www.maff.go.jp/tokuhou/list.htm</a>
	◎ 全国農業協同組合中央会	平成14年4月1日	経営局協同組織課	03-3502-8111 (内線4348)	<a href="http://www.maff.go.jp/tokuhou/list.htm">http://www.maff.go.jp/tokuhou/list.htm</a>
	◎ 全国漁業共済組合連合会	平成14年4月1日	水産庁漁業保険課	03-3502-8111 (内線7144)	<a href="http://www.maff.go.jp/tokuhou/list.htm">http://www.maff.go.jp/tokuhou/list.htm</a>
	経済産業省	東京中小企業投資育成株式会社	昭和61年7月1日	中小企業庁事業環境部財務課	03-3501-5803
名古屋中小企業投資育成株式会社		昭和61年7月1日	中小企業庁事業環境部財務課	03-3501-5803	<a href="http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_06.html">http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_06.html</a>
大阪中小企業投資育成株式会社		昭和61年7月1日	中小企業庁事業環境部財務課	03-3501-5803	<a href="http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_07.html">http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_07.html</a>
高圧ガス保安協会		昭和61年10月1日	原子力安全・保安院保安課	03-3501-1706	<a href="http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_08.html">http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_08.html</a>
日本電気計器検定所		昭和61年10月1日	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課	03-3501-1748	<a href="http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_09.html">http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_09.html</a>
◎ 日本商工会議所		平成14年4月1日	経済産業政策局経済産業政策課	03-3501-1674	<a href="http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_10.html">http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_10.html</a>
◎ 全国商工会連合会		平成14年4月1日	中小企業庁経営支援部経営支援課	03-3501-1763	<a href="http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_11.html">http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_11.html</a>
◎ 日本弁理士会		平成14年8月29日	特許庁総務部秘書課	03-3501-0062	<a href="http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_12.html">http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/a_index_12.html</a>



国土交通省	◎	日本勤労者住宅協会	平成15年10月1日	住宅局住宅総合整備課	03-5253-8506 (直通)	<a href="http://www.mlit.go.jp/utakukentiku/house/torikumi/torikumi.html#torikumi">http://www.mlit.go.jp/utakukentiku/house/torikumi/torikumi.html#torikumi</a>
		軽自動車検査協会	昭和62年10月1日	自動車交通局技術安全部技術企画課	03-5253-8590	<a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/roadtransport.htm">http://www.mlit.go.jp/jidosha/roadtransport.htm</a>
		日本小型船舶検査機構	昭和62年10月1日	海事局検査測度課	03-5253-8639	<a href="http://www.mlit.go.jp/kaiji/kaiji.html">http://www.mlit.go.jp/kaiji/kaiji.html</a>

1 事業に関する基準

所管官庁名	整理 合理化 計画 関係	法人名	(1)補助 金等に 依存 しない	(2)1) 制度的 独占の 有無	従た る事 務・事 業か 否か	実態 上独 占是 正措 置の 有無	独占 弊害 克服 措置 の有 無	(2)2)制 度的独 占でな く、実 態上独 占の有 無	独占弊 害克服 措置の 有無	(3) 対価の 徴収の 有無	対価の 額、算定 根拠のイ ンターネ ット公表 の有無	区分 経理等 の有無	終始状 況のイ ンター ネット公 表の有 無	(4)検査 等の基 準の明 確化	(5)外注 先選定 におけ る透明 性確保	(6)事 務・事業 の公正 性担保 措置	役職員 の公正 性担保 規定	15年度 の指導 の結果、 適合の有 無	15年度 の指導 の結果、 適合した 事項数
警察庁	◎	自動車安全運転センター	○	有	○	○	○	—	—	有	○	△	○	—	○	○	○	無	0
総務省		日本消防検定協会	○	—	—	—	—	—	—	有	15)	15)	○	○	—	○	○	有	2
		消防団員等公務災害補償等共済基金	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	無	0
		危険物保安技術協会	○	—	—	—	—	—	—	有	15)	○	○	○	—	○	○	有	1
法務省	◎	日本行政書士会連合会	○	有	○	○	○	—	—	有	△	△	○	○	—	○	○	無	0
	◎	日本司法書士会連合会	○	有	—	—	×	—	—	有	△	△	△	○	—	○	○	無	0
財務省	◎	日本土地家屋調査士会連合会	○	有	—	—	×	—	—	有	×	△	○	○	—	○	○	無	0
厚生労働省 農林水産省	◎	日本税理士会連合会	○	有	—	—	○	—	—	有	15)	—	—	○	—	○	○	有	1
	◎	社会保険診療報酬支払基金	○	—	—	—	—	有	○	有	15)	○	○	○	○	○	○	有	1
		建設業労働災害防止協会	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	無	0
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	無	0
		林業・木材製造業労働災害防止協会	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	無	0
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	無	0
		鉱業労働災害防止協会	△	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	無	0
	中央職業能力開発協会	△	—	—	—	—	—	有	○	有	△	○	△	○	—	○	○	無	0

	中央労働災害防止協会	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	無	0
	◎ 厚生年金基金連合会	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	無	0
	◎ 石炭鉱業年金基金	○	有	×	×	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	無	0	
	◎ 全国社会保険労務士会連合会	○	有	○	○	○	-	-	有	△	○	○	○	-	○	○	無	0	
	農林中央金庫																	無	0
	◎ 漁船保険中央会	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	無	0	
	◎ 全国農業会議所	○	-	-	-	-	-	-	有	14)	14)	14)	-	-	○	○	無	0	
	◎ 全国農業協同組合中央会	○	-	-	-	-	-	-	有	△	○	△	○	-	○	○	無	0	
	◎ 全国漁業共済組合連合会	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	無	0	
	東京中小企業投資育成株式会社	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	無	0	
	名古屋中小企業投資育成株式会社	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	無	0	
	大阪中小企業投資育成株式会社	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	無	0	
	高圧ガス保安協会	○	-	-	-	-	有	○	有	○	○	○	○	-	○	○	無	0	
	日本電気計器検定所	○	有	○	○	○	有	○	有	△	△	○	○	-	○	○	無	0	
	◎ 日本商工会議所	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	無	0	
	◎ 全国商工会連合会	○	-	-	-	-	-	-	有	14)	14)	14)	-	○	○	○	無	0	
	◎ 日本弁理士会	○	有	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	無	0	
	◎ 日本勤労者住宅協会	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	無	0	
	軽自動車検査協会	○	-	-	-	-	-	-	有	○	-	○	○	○	○	○	無	0	
	日本小型船舶検査機構	○	有	○	○	○	-	-	有	○	○	○	○	-	○	○	無	0	
	合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	5	
	指導監督基準への適合状況等																		
	指導監督基準実施状況(法人数)	4	0	0	0	0	0	0	0	10	6	3	0	0	0	0			
	指導監督基準適合状況(法人数)	30	0	6	6	8	0	4	0	10	10	13	14	4	34	34			
	指導監督基準適合状況(適合率(%))	88.2	-	85.7	85.7	80.0	-	100.0	-	58.8	66.7	81.3	100.0	100.0	100.0	100.0			
	指導監督基準非適合状況(法人数)	4	0	1	1	2	0	0	0	7	5	3	0	0	0	0			
	指導監督基準非適合状況(非適合率(%))	11.8	-	14.3	14.3	20.0	-	0.0	-	41.2	33.3	18.8	0.0	0.0	0.0	0.0			

【凡例】「-」は基準非該当、「○」は従前より基準適合、「14」は14FU時点で指導済み・基準適合、「15」は15FU時点で指導済み・基準適合、「△」は指導済み・基準未適合、「×」は未指導・基準未適合を示す。

(注) 指導監督基準適合状況(適合率(%))=(○+14)+15)÷(○+14)+15)+△+×)×100  
 指導監督基準非適合状況(非適合率(%))=(△+×)÷(○+14)+15)+△+×)×100

## 2 機関に関する基準

所管官庁名	整理合理化計画関係	法人名	(1) 役員選任規程の有無	役員選任方法の適正性	在任年齢規程の有無	役員に占める所管官庁出身者の割合充足の有無	同一業界関係者の割合充足の有無	共益的事業の場合における外部役員の有無	役員報酬支給基準の有無	役員報酬等規程の公表の有無	役員会の成立要件、議決要件の有無	(2)外部監査役員(関係府省以外の者)の有無	監査役員の理事非兼務	在任年齢規程の有無	監査役員報酬規程の有無	監査役員報酬等規程の公表の有無	(3)社団的法人の総会における成立要件、議決要件の有無	(4)評議員会における評価の有無	評議員会構成の公正な選任	評議員の役員非兼務	在任年齢規定の有無	評議員会の成立要件、議決要件の有無	15年度の指導の結果、適合の有無	15年度の指導の結果、適合した事項数	
警察庁	◎	自動車安全運転センター	○	○	○	△	△	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	×	○	無	0
総務省		日本消防検定協会	○	○	15)	15)	-	-	○	○	○	×	○	15)	○	○	-	15)	○	○	○	15)	○	有	5
		消防団員等公務災害補償等共済基金	○	○	15)	○	-	-	○	15)	○	×	○	15)	○	15)	-	○	○	○	○	15)	○	有	5
		危険物保安技術協会	○	○	15)	○	-	-	○	15)	○	×	○	15)	○	15)	-	○	○	○	○	15)	○	有	5
	◎	日本行政書士会連合会	○	○	△	○	-	○	△	△	○	△	○	△	△	△	○	○	○	△	△	△	○	無	0
法務省	◎	日本司法書士会連合会	○	○	△	○	-	×	○	△	○	△	○	×	○	×	○	△	△	△	△	△	△	無	0
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	○	○	×	○	-	×	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	無	0
財務省	◎	日本税理士会連合会	○	○	-	-	-	15)	-	-	○	×	○	-	-	-	○	×	○	○	○	○	○	有	1
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	○	○	△	-	-	-	○	○	○	-	○	△	○	△	-	-	-	-	-	-	-	無	0
		建設業労働災害防止協会	○	○	△	○	-	14)	○	15)	○	○	○	△	○	15)	○	○	○	○	○	△	△	有	2
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	○	○	△	○	-	○	○	15)	○	○	○	△	○	15)	○	○	○	○	○	△	△	有	2
		林業・木材製造業労働災害防止協会	○	○	△	○	-	○	○	15)	○	○	○	△	○	15)	○	○	○	○	○	△	○	有	2
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	○	○	△	○	-	○	○	△	○	○	○	△	○	△	○	○	○	○	○	△	△	無	0
		鉱業労働災害防止協会	○	○	△	○	-	○	○	15)	△	○	○	△	△	△	○	15)	○	○	○	△	△	有	2

農林水産省	中央職業能力開発協会	○	○	△	○	○	—	○	○	○	×	○	△	○	○	○	○	○	○	△	○	無	0
	中央労働災害防止協会	○	○	△	○	○	—	○	15)	○	○	○	△	○	15)	○	○	○	○	△	15)	有	3
	◎ 厚生年金基金連合会	○	○	14)	○	○	—	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△	△	○	無	0
	◎ 石炭鉱業年金基金	○	○	14)	○	○	—	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	△	○	無	0
	◎ 全国社会保険労務士会連合会	○	○	△	○	—	○	△	△	○	△	○	△	—	—	○	△	△	△	△	△	無	0
	農林中央金庫																					無	0
	◎ 漁船保険中央会	○	○	—	—	—	○	○	—	○	14)	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	無	0
	◎ 全国農業会議所	○	○	—	—	—	○	○	△	○	—	○	—	○	△	○	—	—	—	—	—	無	0
	◎ 全国農業協同組合中央会	○	○	○	—	—	○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	無	0
	◎ 全国漁業共済組合連合会	○	○	—	—	—	○	○	—	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—	—	—	無	0
経済産業省	東京中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	○	—	△	△	○	○	○	△	△	△	—	—	—	—	—	無	0	
	名古屋中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	○	—	△	△	○	○	○	○	△	△	—	—	—	—	—	無	0	
	大阪中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	○	—	△	△	○	○	○	○	△	△	—	—	—	—	—	無	0	
	高压ガス保安協会	×	○	△	○	○	—	○	△	○	○	○	△	○	△	—	○	○	○	×	○	無	0
	日本電気計器検定所	○	○	△	○	○	—	○	△	○	○	○	△	○	△	—	○	○	○	×	○	無	0
	◎ 日本商工会議所	○	○	×	○	○	×	×	×	○	×	○	×	—	—	○	×	—	—	—	—	無	0
	◎ 全国商工会連合会	○	○	×	○	○	○	×	×	○	×	○	×	—	—	○	×	—	—	—	—	無	0
◎ 日本弁理士会	○	○	×	○	○	○	—	—	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	無	0	
国土交通省	◎ 日本勤労者住宅協会	○	○	×	○	○	—	○	×	○	○	○	×	○	×	—	○	○	○	×	○	無	0
	軽自動車検査協会	○	○	△	15)	△	—	○	14)	○	○	○	△	○	14)	—	○	○	○	△	○	有	1
	日本小型船舶検査機構	○	○	15)	14)	15)	—	○	○	○	○	○	15)	○	○	—	○	○	○	△	○	有	3
合計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11	31
指導監督基準への適合状況等	指導監督基準実施状況(法人数)	0	0	18	3	3	1	5	17	1	3	0	20	5	16	0	4	2	4	17	7		
	指導監督基準適合状況(法人数)	33	34	11	27	14	14	25	15	33	21	34	7	25	14	21	20	21	19	4	16		
	指導監督基準適合状況(適合率(%))	97.1	100.0	36.7	96.4	87.5	82.4	78.1	51.7	97.1	65.6	100.0	24.1	83.3	51.9	100.0	76.9	87.5	79.2	16.7	66.7		
	指導監督基準非適合状況(法人数)	1	0	19	1	2	3	7	14	1	11	0	22	5	13	0	6	3	5	20	8		
	指導監督基準非適合状況(非適合率(%))	2.9	0.0	63.3	3.6	12.5	17.6	21.9	48.3	2.9	34.4	0.0	75.9	16.7	48.1	0.0	23.1	12.5	20.8	83.3	33.3		



農林水産省		農林中央金庫								無	0
	◎	漁船保険中央会	○	—	○	○	○	○	—	無	0
	◎	全国農業会議所	○	—	○	○	○	○	—	無	0
	◎	全国農業協同組合中央会	△	○	○	○	—	—	—	無	0
	◎	全国漁業共済組合連合会	○	—	○	○	○	○	—	無	0
経済産業省		東京中小企業投資育成株式会社	○	—	○	—	○	○	○	無	0
		名古屋中小企業投資育成株式会社	○	—	○	○	○	○	○	無	0
		大阪中小企業投資育成株式会社	○	—	○	○	○	○	○	無	0
		高圧ガス保安協会	○	—	○	—	○	○	14)	無	0
		日本電気計器検定所	○	○	○	—	○	○	△	無	0
	◎	日本商工会議所	—	○	○	—	○	○	○	無	0
	◎	全国商工会連合会	—	○	○	—	○	×	△	無	0
国土交通省	◎	日本勤労者住宅協会	—	○	—	○	○	○	×	無	0
		軽自動車検査協会	○	○	○	—	○	○	○	無	0
		日本小型船舶検査機構	○	○	○	—	○	○	—	無	0
合計			—	—	—	—	—	—	—	3	3
指導監督基準への適合状況等	指導監督基準実施状況(法人数)		2	0	0	0	0	0	7		
	指導監督基準適合状況(法人数)		18	20	30	11	33	31	12		
	指導監督基準適合状況(適合率(%))		94.7	100.0	100.0	100.0	100.0	93.9	63.2		
	指導監督基準非適合状況(法人数)		1	0	0	0	0	2	7		
	指導監督基準非適合状況(非適合率(%))		5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	6.1	36.8		

【凡例】「—」は基準非該当、「○」は従前より基準適合、「14)」は14FU時点で指導済み・基準適合、「15)」は15FU時点で指導済み・基準適合、「△」は指導済み・基準未適合、「×」は未指導・基準未適合を示す。

(注) 指導監督基準適合状況(適合率(%)) =  $(\text{○} + 14) + 15) \div (\text{○} + 14) + 15) + \Delta + \times) \times 100$

指導監督基準非適合状況(非適合率(%)) =  $(\Delta + \times) \div (\text{○} + 14) + 15) + \Delta + \times) \times 100$

#### 4 株式の保有等に関する基準

所管官庁名	整理合理化 計画関係	法人名	(1)公益法人等への基金拠出 の有無	公益法人等への出資の 有無	(2)事業報告書への記載の 有無	15年度の指導の結果、適合 の有無	15年度の指導の結果、適合した 事項数
警察庁	◎	自動車安全運転センター	—	—	—	無	0
総務省		日本消防検定協会	—	—	—	無	0
		消防団員等公務災害補償等共済基金	—	—	—	無	0
		危険物保安技術協会	—	—	—	無	0
	◎	日本行政書士会連合会	△	—	△	無	0
法務省	◎	日本司法書士会連合会	—	—	—	無	0
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	—	—	—	無	0
財務省	◎	日本税理士会連合会	—	—	—	無	0
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	—	—	—	無	0
		建設業労働災害防止協会	—	—	—	無	0
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	—	—	—	無	0
		林業・木材製造業労働災害防止協会	—	—	—	無	0
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	—	—	—	無	0
		鉱業労働災害防止協会	—	—	—	無	0
		中央職業能力開発協会	—	—	—	無	0
		中央労働災害防止協会	—	—	—	無	0
	◎	厚生年金基金連合会	—	—	—	無	0
	◎	石炭鉱業年金基金	—	—	—	無	0
	◎	全国社会保険労務士会連合会	—	—	—	無	0
農林水産省		農林中央金庫				無	0
	◎	漁船保険中央会	—	—	—	無	0
	◎	全国農業会議所	—	—	—	無	0
	◎	全国農業協同組合中央会	△	△	△	無	0
	◎	全国漁業共済組合連合会	—	—	—	無	0





	計画関係			いるか				の有無	ための措置	務財務)	拠法令)		表の有無		合の有	合した事項数	(事項数)	(実施率)	適合状況	(適合率)
																			(事項数)	
警察庁	◎	自動車安全運転センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0	4	80.0	40	88.9
総務省		日本消防検定協会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0	7	87.5	36	97.3
		消防団員等公務災害補償等共済基金	○	○	15)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有	1	6	75.0	32	94.1
		危険物保安技術協会	○	○	15)	○	○	○	○	○	○	○	15)	○	有	2	8	88.9	36	97.3
	◎	日本行政書士会連合会	○	○	14)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有	1	14	100.0	33	71.7
法務省	◎	日本司法書士会連合会	○	×	×	○	○	○	○	×	×	○	○	○	無	0	11	55.0	21	51.2
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	○	×	×	○	○	×	○	×	×	○	○	○	無	0	1	5.3	22	53.7
財務省	◎	日本税理士会連合会	14)	14)	15)	14)	14)	15)	○	15)	15)	○	○	○	有	4	6	75.0	30	93.8
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	○	○	15)	○	○	15)	15)	15)	15)	○	15)	○	有	6	11	100.0	31	91.2
		建設業労働災害防止協会	14)	○	15)	○	○	15)	15)	15)	15)	15)	15)	○	有	7	14	100.0	34	89.5
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	○	○	△	○	○	15)	15)	15)	15)	15)	15)	○	有	6	13	100.0	32	86.5
		林業・木材製造業労働災害防止協会	○	○	15)	○	○	15)	15)	15)	15)	15)	15)	○	有	7	13	100.0	33	89.2
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	○	○	△	○	○	15)	15)	15)	15)	15)	15)	○	有	6	14	100.0	29	78.4
		鉱業労働災害防止協会	○	○	15)	○	○	15)	15)	15)	15)	15)	15)	○	有	7	17	100.0	29	78.4
		中央職業能力開発協会	15)	○	15)	○	○	15)	15)	15)	15)	15)	○	○	有	7	14	93.3	35	81.4
		中央労働災害防止協会	○	○	15)	○	○	15)	15)	15)	15)	15)	15)	○	有	7	14	100.0	35	92.1
	◎	厚生年金基金連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0	4	100.0	34	89.5
	◎	石炭鉱業年金基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0	2	50.0	37	90.2
◎	全国社会保険労務士会連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0	11	100.0	33	75.0	
農林水産省		農林中央金庫													無	0	0	-	0	-
	◎	漁船保険中央会	○	○	15)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有	1	1	100.0	27	100.0
	◎	全国農業会議所	14)	14)	14)	○	○	○	○	○	○	○	14)	○	無	0	2	100.0	29	93.5
	◎	全国農業協同組合中央会	○	○	14)	○	○	○	○	○	○	○	14)	○	無	0	6	100.0	28	82.4
	◎	全国漁業共済組合連合会	○	○	15)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有	1	1	100.0	27	100.0
経済産業省		東京中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	○	○	○	×	-	-	○	○	無	0	5	83.3	28	82.4

国土交通省	名古屋中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	○	○	○	×	—	—	○	—	無	0	4	80.0	29	85.3
	大阪中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	○	○	○	×	—	—	○	○	無	0	4	80.0	30	85.7
	高圧ガス保安協会	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	—	無	0	4	40.0	34	77.3
	日本電気計器検定所	○	○	○	○	○	○	○	×	×	—	○	—	無	0	7	70.0	35	77.8
	◎ 日本商工会議所	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	無	0	0	0.0	27	79.4
	◎ 全国商工会連合会	○	○	○	○	○	○	○	×	—	—	○	—	無	0	1	11.1	26	74.3
	◎ 日本弁理士会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	無	0	0	0.0	34	89.5
	◎ 日本勤労者住宅協会	○	○	○	○	○	×	×	×	—	—	○	—	無	0	0	0.0	26	74.3
	軽自動車検査協会	○	○	14)	○	○	△	○	△	—	—	14)	—	無	0	7	100.0	34	85.0
	日本小型船舶検査機構	○	○	○	○	○	14)	○	○	○	—	○	—	無	0	4	100.0	42	97.7
合計		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14	63	—	—	—	—
指導監督基準への適合状況等	指導監督基準実施状況(法人数)	1	0	13	0	0	10	8	10	9	7	9	0						
	指導監督基準適合状況(法人数)	34	32	30	34	34	31	33	24	16	15	34	3						
	指導監督基準適合状況(適合率(%))	100.0	94.1	88.2	100.0	100.0	91.2	97.1	70.6	80.0	93.8	100.0	100.0						
	指導監督基準非適合状況(法人数)	0	2	4	0	0	3	1	10	4	1	0	0						
	指導監督基準非適合状況(非適合率(%))	0.0	5.9	11.8	0.0	0.0	8.8	2.9	29.4	20.0	6.3	0.0	0.0						

【凡例】「-」は基準非該当、「○」は従前より基準適合、「14)」は14FU時点で指導済み・基準適合、「15)」は15FU時点で指導済み・基準適合、「△」は指導済み・基準未適合、「×」は未指導・基準未適合を示す。

(注) 指導監督基準適合状況(適合率(%)) =  $(○ + 14) + 15) \div (○ + 14) + 15) + \Delta + \times) \times 100$   
指導監督基準非適合状況(非適合率(%)) =  $(\Delta + \times) \div (○ + 14) + 15) + \Delta + \times) \times 100$

## 6 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置

所管官庁名	整理合理化計画関係	法人名	(1)指導監督基準に基づく指導の実施の有無	公表の有無((15))は平成17年3月25日現在)	(2)事務・事業の毎年の見直し状況の公表	事務・事業の必要性についての見直しの有無	補助金等の政策的必要性	特別の法律の必要性	法律の改廃を含めた所要の措置の有無	15年度の指導等の実績の有無
警察庁	◎	自動車安全運転センター	15)	15)	×	×	×	×	×	有
総務省		日本消防検定協会	15)	15)	15)	×	—	×	×	有

法務省		消防団員等公務災害補償等共済基金	15)	15)	15)	×	—	×	×	有
		危険物保安技術協会	15)	15)	15)	×	—	×	×	有
	◎	日本行政書士会連合会	15)	15)	×	×	×	×	×	有
	◎	日本司法書士会連合会	15)	15)	×	15)	—	×	×	有
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	15)	15)	×	×	—	×	×	有
財務省	◎	日本税理士会連合会	15)	15)	×	×	—	×	×	有
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	15)	15)	×	×	×	×	×	有
		建設業労働災害防止協会	15)	15)	15)	15)	×	×	×	有
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	15)	15)	15)	15)	×	×	×	有
		林業・木材製造業労働災害防止協会	15)	15)	15)	15)	×	×	×	有
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	15)	15)	15)	15)	×	×	×	有
		鉱業労働災害防止協会	15)	15)	15)	15)	×	×	×	有
		中央職業能力開発協会	15)	15)	15)	15)	15)	×	×	有
		中央労働災害防止協会	15)	15)	15)	15)	×	×	×	有
	◎	厚生年金基金連合会	15)	15)	×	15)	×	×	×	有
	◎	石炭鉱業年金基金	15)	15)	×	15)	×	×	×	有
◎	全国社会保険労務士会連合会	15)	15)	×	×	×	×	×	有	
農林水産省		農林中央金庫								無
	◎	漁船保険中央会	15)	15)	×	15)	—	×	×	有
	◎	全国農業会議所	15)	15)	×	15)	—	×	×	有
	◎	全国農業協同組合中央会	15)	15)	×	15)	—	×	×	有
	◎	全国漁業共済組合連合会	15)	15)	×	15)	—	×	×	有
経済産業省		東京中小企業投資育成株式会社	15)	15)	×	15)	—	×	×	有
		名古屋中小企業投資育成株式会社	15)	15)	×	15)	—	×	×	有
		大阪中小企業投資育成株式会社	15)	15)	×	15)	—	×	×	有
		高圧ガス保安協会	15)	15)	×	15)	×	×	×	有
		日本電気計器検定所	15)	15)	×	15)	—	×	×	有

国土交通省	◎	日本商工会議所	15)	15)	×	15)	×	×	×	有
	◎	全国商工会連合会	15)	15)	×	15)	×	×	×	有
	◎	日本弁理士会	15)	15)	×	15)	×	×	×	有
	◎	日本勤労者住宅協会	15)	15)	×	×	—	×	×	有
		軽自動車検査協会	15)	15)	×	×	—	×	×	有
		日本小型船舶検査機構	15)	15)	×	×	—	×	×	有
合計			—	—	—	—	—	—	—	34
指導監督基準への適合状況等	指導監督基準実施状況(法人数)		34	34	10	22	1	0	0	

【凡例】「-」は基準非該当、「14」は14FU時点で指導済み、「15」は15FU時点で指導済み、「×」は未指導を示す。